

## 新年賀詞交歓会実行委員会補助金交付要綱

(平成11年6月2日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、新年賀詞交歓会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事業運営に対し、区がその事業に要する経費の一部を補助することにより事業の円滑な運営を図るとともに、区民の連帯に支えられた「未来をひらく緑と文化のかがやくまち“板橋”」の実現に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付対象は、実行委員会とする。

2 この補助金の対象となる経費は、新年賀詞交歓会開催に際して必要となる経費のうち、参加者接待経費以外の経費とする。ただし、参加者接待経費に会費を充て、なお不足が生じる場合は、補助対象とすることができる。

(交付額)

第3条 この補助金の交付額は、毎年度区長が予算の範囲内において定めるものとする。

(交付の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付し、区長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 区長は、前条の規定に基づき申請のあったときは、その内容を審査し、速やかに 補助金の交付の可否を決定し、交付することに決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第6条 この補助金の交付決定後、区長は、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係るものについては、この限りでない。

(承認事項)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更する場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(事故報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により、区長に報告しなくてはならない。

(状況報告)

第9条 区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、補助事業の実施状況又は経理状況等について、必要に応じて報告を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

(遂行命令等)

第10条 補助事業者が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、当該補助事業が補助金の交付の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、これらに従って補助事業の遂行を命じることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係わる会計年度が終了したとき、又は補助事業を中止若しくは廃止したときは、事業実績報告書(別記第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適正と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、確定通知書(別記第4号様式)により通知する。

(是正のための措置)

第13条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

(決定の取消)

第14条 区長は、次に掲げる各号の一に該当すると認める場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第15条 区長は、第12条の規定に基づき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときは、その差額の返還を命じるものとする。

2 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命じなければならない。

(委任)

第16条 この要綱の施行については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるところによるほか、必要な事項については、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

付 則（令和6年8月19日区長決定）

この要綱は、決定日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年2月27日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

板橋区長 様

(申請者)

所在地

団体名

職氏名

令和 年度新年賀詞交歓会実行委員会補助金の交付について（申請）

このことについて、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 交付申請額 円

2 算出基礎（予算額）

事業経費	内補助対象経費	区補助金額
円	円	円

別添、収入支出予算書及び収入支出予算説明書のとおり

3 添付書類

- (1) 令和 年度事業計画書
- (2) 令和 年度収入支出予算書
- (3) 令和 年度収入支出予算説明書
- (4) 新年賀詞交歓会実行委員会設置規約
- (5) 新年賀詞交歓会実行委員会委員名簿

所在地  
団体名  
職氏名

補助金交付決定通知

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度新年賀詞交歓会実行委員会補助金については、下記により交付する。

令和 年 月 日

板橋区長 坂本 健

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付時期 令和 年 月末日
- 3 交付条件
  - (1) 交付申請時の提出書類に記載された目的及び事業以外に使用しないこと。
  - (2) 事業計画及び収支予算を変更したときは、遅滞なく届け出ること。この届出を調査し、その結果によっては、交付金額を減額することがある。
  - (3) 年度終了後、速やかに事業実績報告書を提出すること。
  - (4) 上記(1)から(3)までのいずれかに違反した場合は、この交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。
- 4 申請の取り下げ  
当該通知に係わる交付決定の内容、又はこれに付された条件に異議があるときは、申請の取り下げをすることができる。

第3号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

板橋区長 様

(申請者)  
所在地  
団体名  
職氏名

事業実績報告書

令和 年 月 日付け 板総総第 号で交付決定した令和 年度新年  
賀詞交歓会実行委員会補助金の実績について、下記のとおり報告する。

記

1 交付決定額 円

2 事業実績額

事業運営費(A)	補助対象経費(B)	区補助金額(C)	差額(C-B)
円	円	円	円

別添、収入支出決算書及び収入支出決算説明書のとおり

3 添付書類

- (1) 令和 年度事業報告
- (2) 令和 年度収入支出決算書
- (3) 令和 年度収入支出決算説明書
- (4) 新年賀詞交歓会実行委員会設置規約
- (5) 新年賀詞交歓会実行委員会委員名簿

所在地  
団体名  
職氏名

補助金確定通知書

令和 年 月 日付け 板総総第 号で交付決定した令和 年度新年賀詞交歓会実行委員会補助金については、下記のとおり確定する。

なお、この通知は、先に提出された令和 年度補助金に係る事業実績報告書について、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められたので、通知するものである。

令和 年 月 日

板橋区長 坂 本 健

記

- |   |      |   |   |
|---|------|---|---|
| 1 | 確定金額 | 金 | 円 |
| 2 | 返還金額 | 金 | 円 |

なお、返還金がある場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に返還すること。